

岩美町告示第45号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により歳入の収納の事務を委託したので、同令第158条第2項及び岩美町財務規則（昭和62年規則第1号）の規定により告示する。

令和2年4月1日

岩美町長 西垣英彦

1 委託した歳入の収納の事務

ふるさと岩美まちづくり寄附条例（平成20年条例第8号）第1条の規定による寄附金（ただし、インターネットを利用して納付されるものに限る。）の収納

2 歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者の名称及び所在地

名称 株式会社トラストバンク

所在地 東京都目黒区青葉台三丁目6番28

3 委託の期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで